

令和 7 年 10 月 15 日
開会 午前 10 時 00 分

○高山議長

ただいまから、令和 7 年第 2 回宗像地区事務組合議会定例会を開会いたします。

本定例会では、必要な感染症予防対策を実施してまいります。また、発言につきましては、簡潔明瞭に行っていただきますようお願いをいたします。

それでは、直ちに会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 85 条の規定により、1 番 花田哲司議員、及び、2 番 井手口忠信議員を指名いたします。

日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ご異議なしと認めます。従いまして、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 「諸報告」を行います。

組合長から、令和 7 年第 2 回定例会招集にあたり、挨拶並びに報告事項があればお受けいたします。伊豆組合長。

○伊豆組合長

皆さんおはようございます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。本日、令和 7 年第 2 回議会定例会が開かれるにあたりまして、ご挨拶と議案の概要説明を申し上げます。

まず、去る 8 月 9 日から 11 日にかけての大雨について、議会終了後の議員連絡会において、災害報告をいたしますが、宗像地区事務組合の管内におきまして、大変痛ましい事故が起こりました。また、土砂災害や浸水被害等によって被災された方も多数おられまして、改めて心よりお悔やみを申し上げます。

さて、本日の定例会では、3 件の報告と 14 件の議案について、審議をお願いするものであります。

報告第 1 号は、令和 6 年度水道事業会計における、建設改良費予算の繰越額を報告するものです。

報告第 2 号は、水道事業会計の債権放棄について報告するものです。

報告第 3 号は、福津消防署建築工事の契約変更について、地方自治法第 180 条第 1 項に基づき、専決処分を行ったため、報告するものでございます。

第 23 号議案及び第 24 号議案は、それぞれ上位法が改正したことに伴い、育児休業条例と勤務時間条例の一部を改正する専決処分を行ったため、議会に報告し、承認を求めるものです。

第 25 号議案は、消防ポンプ自動車の購入契約について、議会の議決を求めるものであります。

第 26 号議案は、公平委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものです。

第 27 号議案は、福津消防署の移転建て替えに伴い、消防本部及び消防署の設置条例の一部を改正するものです。

第 28 号議案は、林野火災予防の実効性を高めるため、火災予防条例の一部を改正するものです。

第 29 号議案から第 32 号議案までは、一般会計、急患センター事業特別会計、水道事業会計、本

木簡易水道事業会計、合わせて 4 会計の令和 6 年度決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

第 33 号議案から第 36 号議案までは、同じく 4 会計の令和 7 年度補正予算を提出しております。

以上、いずれも重要な案件でございますので、何とぞご審議いただききまして、承認、議決、同意及び認定を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

○高山議長

以上で、伊豆組合長の挨拶並びに報告事項を終わります。

日程第 4 報告第 1 号「令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算繰越計算書について」を議題といたします。執行部に報告を求めます。楠事務局長。

○楠事務局長

事務局長の楠でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは私の方から、報告第 1 号について説明をいたします。議案書 1-1 ページをお開きください。

報告第 1 号「令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算繰越計算書について」

令和 6 年度水道事業に係る繰越計算書を地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。令和 7 年 10 月 15 日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

それでは内容につきまして説明をいたします。1-2 ページをお願いいたします。予算の繰越計算書でございます。

令和 6 年度予算のうち、当該年度中に支払義務の発生しなかったもの 2 億 6,349 万 5,000 円について、令和 7 年度に繰り越しを行いましたので、報告を行うものでございます。

工事の内容等につきましては、東福間地区送・配水管布設替工事、日の里 9 丁目地区配水管布設替工事等 4 件におきまして、工事発注時期の平準化を目的とした繰り越しを行ったものでございます。また、基幹管路の早期更新を図るため、津丸・久末地区配水管布設替工事等 2 件におきまして、国庫補助事業の追加要望を行いましたが、補助事業の交付決定が年度末となつたため、繰り越しとなつたものでございます。

以上で、報告第 1 号「令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算繰越決算書について」の説明を終わらせていただきます。

○高山議長

本件は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑ございませんか。

8 番 戸田議員。

○戸田議員

はい。おはようございます。8 番、戸田です。1 件だけお伺いさせていただきます。

この不用額の 4,296 万なんぼてるんですけども、この不用額の要因といいますか、それをご説明いただければと思います。

○高山議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

経営施設課長の豊福でございます。

不用額については、繰越をした時に最終的に竣工した時に変更がございます。

そのために繰越のときの予算を取っていたもので、内容といたしましては、舗装面積の減少とか、こういうものが大体不用額として、減額になった時には上がってくる形になっております。以上でございます。

○高山議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結し、報告第1号を終わります。

日程第5 報告第2号「宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄について」を議題といたします。執行部に報告を求めます。楠事務局長。

○楠事務局長

はい。報告第2号について説明を行います。議案書の2ページをお願いいたします。

報告第2号「宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄について」

宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第15条第2項の規定により報告する。令和7年10月15日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

1 放棄した権利の種類・件数・金額

放棄した権利の種類 水道事業会計 水道使用料

件数 60件

金額 47万1,983円

2 放棄した時期 令和7年3月31日

放棄した理由 宗像地区事務組合債権管理条例第15条第1項の規定に該当するため

水道料金の滞納につきましては、催告書の発送や給水停止を行い、不納欠損の減少に努めているところでございますが、やむを得ず時効を経過したことなどから債権の放棄をしたため、報告させていただくものでございます。

内訳といたしましては、市外転出などによる消息不明となったものが44件で、36万8,679円。また、死亡などによるものが16件で、10万3,304円となっております。

なお、本木簡易水道事業会計につきましては、今年度は権利の放棄の該当はございませんでした。以上で、報告第2号についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○高山議長

本件は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結し、報告第2号を終わります。

日程第6 報告第3号「専決処分の報告について」を議題といたします。執行部に報告を求めます。楠事務局長。

○楠事務局長

報告第3号の説明を行います。議案書の3ページをお願いいたします。

報告第3号「専決処分の報告について」

令和6年4月16日付け第15号議案をもって議決されました、工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を変更することについて、組合長の専決処分事項の指定について（平成19年宗像地区事務組合議決第1号）により、令和7年5月20日付け専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき報告する。令和7年10月15日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

1 工事名

福津消防署建築工事

2 請負契約額

変更前 7億1,170万円（うち消費税及び地方消費税の額6,470万円）

変更後 7億1,457万5,400円（うち消費税及び地方消費税の額6,496万1,400円）

3 工事請負人

井上・松本組特定建設工事共同企業体

代表構成員 株式会社井上建設代表取締役 井上 重信

4 変更の理由

主に現場精査によるものでございますが、職員通用口のドアの電気錠への変更や防火衣洗濯乾燥機の導入機器が決定したことによる動力設備の追加及びホースリフター補強のための鉄骨の追加等を行ったものでございます。

概要を説明いたします。

請負金額につきましては税込287万5,400円の増額で、割合としましては請負額の0.4%増となっております。

変更の主な理由でございますが、職員利便性向上のための職員通用口のドアを機械錠から電気錠へ変更したこと、また、防火衣洗濯乾燥機の導入機器が決定したことによる動力機器を追加したこと、ホースリフターの鉄骨の先端部補強のために鉄骨の追加を行ったことなどにより、変更を行うものでございます。

以上で、報告第3号「専決処分の報告について」の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○高山議長

本件は報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑ございませんか。

10番 榎本議員。

○榎本議員

はい、この変更の理由についてですが、この計画の段階でですね、こういう内容についてはある程度想定されたのではないかと思うんですが、その辺の考え方というか、詳しい状況をお聞きしたいです。

○高山議長

東総務課参事兼総務係長。

○東総務課参事兼総務係長

総務課参事の東でございます。よろしくお願いします。

電気錠の変更につきましては、職員通用口は当初、機械式で計画していましたが、庁舎に人が不在となる可能性を考慮し、管理性と利便性の観点から電気錠へ変更しました。電気錠により、施錠状況の一元管理が可能となり、夜間の緊急時の対応が迅速化されます。

動力設備の追加につきましては、防火衣洗濯乾燥機が入札により導入されることとなつたため、当該機器の稼働に必要な動力線及び分電盤等を設置しました。

鉄骨の追加につきましては、ホースリフターのメーカーから、現状で強度基準は満たしているものの、強風時のたわみを防止するため、補強を行つた方が望ましいとの提案を受け、鉄骨を追加して補強しました。追加補強により、耐風性と安全性が向上します。以上でございます。

○高山議長

榎本議員。

○榎本議員

内容については、よく分かりました。

私が質疑してるのは、当初こういう計画は分からなかつたのかとか、ある程度想定できなかつたのかっていうことをお聞きしたいんですけど。

○高山議長

東総務課参事兼総務係長。

○東総務課参事兼総務係長

総務課参事東です。

当初は、こういったことに気付くことができていなかつたということでございます。

工事が始まつてからこういったことが起こり得たので、そこで対応したということでございます。以上でございます。

○高山議長

ほかにございませんか。

6番 豆田議員。

○豆田議員

はい。

先ほどの答弁のところで、防火衣洗濯乾燥機のところで導入されることになったというふうに言われたんですけども、ここでは導入機器が決定したことによるというところで、答弁とここに書いている理由がちょっと違うかなというふうに思ったんですが、そのところの解説をお願いいたします。

○高山議長

東総務課参事兼総務係長。

○東総務課参事兼総務係長

すみません。入札により決定したということです。

当初から導入は考えておりまして、この防火衣洗濯乾燥機をリースで導入するように考えておりまして、入札したところ、その機械自体が決定されたということでございます。それに合わせて、設備を整えたということでございます。以上でございます。

○高山議長

楠事務局長。

○楠事務局長

予算としてはですね、当初建築予算と洗濯機の予算、それぞれ取っていたんですね。

建築の方は、後で入札して導入される洗濯機の機種とか種類とかがまだ、入札が終わらないと決まらないので、途中までは設計してたんですけど、それが決まってから最後の配線を設計し直したところがあつて、そういう意味で入札で決定したものを導入させていただいて、その導入が決まつたから配線をやり替えたというようなところでございます。以上です。

○高山議長

よろしいですか。ほかにございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結し、報告第3号を終わります。

日程第7 第23号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。楠事務局長。

○楠事務局長

それでは、第23号議案について説明をいたします。議案書の23-1ページをお願いいたします。

第23号議案「専決処分の承認について」

宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、令和7年9月4日付けで専決処分したので報告し承認を求めるものでございます。令和7年10月15日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）が施行されることに伴い、当組合においても部分休業制度の拡充を行うため、宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、内容につきまして説明をいたします。

別冊の右肩に第23号議案関係資料と書いてあるものをご覧ください。

それでは、部分休業につきまして、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき、10日相当を超えない範囲内の形態を設けることで、職員はいずれかの形態を選択可能とし、制度の拡充を図るものでございます。

施行は法改正に合わせて、令和7年10月1日としております。

以上で、第23号議案の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第 23 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 23 号議案「専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 8 第 24 号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。楠事務局長。

○楠事務局長

はい。第 24 号議案について説明をいたします。議案書の 24-1 ページをお開きください。

第 24 号議案「専決処分の承認について」

宗像地区事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、令和 7 年 9 月 4 日付けで専決処分したので報告し承認を求める。令和 7 年 10 月 15 日提出 宗像地区事務組合組合長 伊豆 美沙子

提案理由でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）が施行されることに伴い、子を養育する職員の柔軟な働き方を一層推進するため、宗像地区事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

別冊の右肩に第 24 号議案関連資料と書いてある資料をご覧ください。

主な変更理由につきましては、事業主の責務として、職員に対して仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供及び利用に係る意向確認を条例に規定するものでございます。

内容といたしましては三つございます。

一つ目に、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供

二つ目に、意向確認のための措置

三つ目に、職員の家庭の状況に起因して、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に関する意向確認及び配慮を行うことでございます。

施行は法改正に合わせまして、令和 7 年 10 月 1 日としております。

以上で、第 24 号議案の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第 24 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 24 号議案「専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 9 第 25 号議案「財産の取得について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。楠事務局長。

○楠事務局長

第 25 号議案の説明を行います。議案書の 25 ページをお願いいたします。

第 25 号議案「財産の取得について」

次のとおり財産を取得することについて、宗像地区事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成 19 年宗像地区事務組合条例第 29 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。令和 7 年 10 月 15 日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

1 取得する財産の種類等

消防ポンプ自動車（1 台）

2 取得価格

5,500 万円（うち消費税及び地方消費税の額 500 万円）

3 契約の相手方

福岡市中央区長浜 2 丁目 3 番 40 号

愛知ポンプ工業株式会社 代表取締役 有馬 拓

4 入札日

令和 7 年 9 月 2 日

5 概要

津屋崎・玄海出張所に配置する消防ポンプ自動車（1 台）の購入を行うものでございます。

なお、納入期限は、令和 9 年 3 月 19 日としております。

消防ポンプ自動車の概要につきましては、消防長からご説明いたします。

○高山議長

北野消防長。

○北野消防長

消防長の北野でございます。どうぞよろしくお願いします。別添の第 25 号議案関係資料をご覧

ください。

消防ポンプ自動車は、消火するための水や泡を放水できる消防車両となります。今回導入させていただく予定の消防ポンプ自動車は、津屋崎・玄海出張所に配置している水槽付き消防ポンプ自動車よりも寸法が小さく、宗像消防署、福津消防署、赤間出張所に現在配置している消防ポンプ自動車と同形となります。容量 800 リットルの水槽を積載しており、特に道路狭隘地域において機動性が発揮できる消防車両となっております。

資料の中央をご覧ください。左側が車両側面で、右側が車両前面のイメージ写真でございます。

続きまして、資料下段をご覧ください。

主な積載資機材としまして、左側に空気呼吸器、中央に発電機、右側に投光器のイメージ写真となっております。また、積載資機材には、放水時に使用するホースやノズルなどが含まれております。

以上で、第 25 号議案の説明を終了いたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

11 番 北崎議員。

○北崎議員

すいません。

入札日とそれから納入が令和 9 年って言われたんですけど、その辺教えていただきたいんですけど、これオーダー制みたいになってるんですか。それを教えていただきたい。

○高山議長

森崎警防課長。

○森崎警防課長

今回導入します消防ポンプ自動車の入札日が令和 7 年 9 月 2 日となりました。また、納期につきましては、先ほどご説明いたしましたが、令和 9 年 3 月 19 日を納期としております。

今回の消防ポンプ自動車につきましては、令和 7 年 5 月の議会におきまして、予算の繰越、補正という形で、ご承認をいただいたものとなっております。今回の車両につきましては、当初予算編成時にはですね、各車両メーカーから納車の遅延に関する情報がございましたので、繰越の議決を 5 月議会でいただいていたものでございます。以上です。

○北崎議員

すいません。ちょっと僕の言い方が悪かった。

多分、玄海地区とか津屋崎の一部は結構道が狭いですよ。なので、それに合わせて今さっき言った狭隘って言われたんですけど、狭いところって言われるので、それがオーダーである程度作られてくるのか、元々あるものに色々な装備を付けられてくるのかというので、令和 9 年までの間があるっていうところで、その辺りの要は、玄海地区とか津屋崎地区に合わせた形になってるんかなっていうのをお聞きしたかったんですけど、その辺りどうでしょうか。

○高山議長

森崎警防課長。

○森崎課長

今回の消防ポンプ自動車のベースとなる車につきましては、既製品の車の方を改造しまして、装具メーカーによりまして改造するものとなっております。

基本的には、既製品の消防車両と同形の大きさとなります。以上です。

○高山議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第 25 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 25 号議案「財産の取得について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 10 第 26 号議案「宗像地区事務組合公平委員会委員の選任について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。楠事務局長。

○楠事務局長

それでは第 26 号議案について説明を行います。議案書の 26 ページをお願いいたします。

第 26 号議案「宗像地区事務組合公平委員会委員の選任について」

宗像地区事務組合公平委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。令和 7 年 10 月 15 日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

提案理由でございます。

久保カヨ子委員の任期が令和 7 年 10 月 31 日をもって満了するため、後藤健太郎氏を次期宗像地区事務組合公平委員として選任することについて、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 号の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、後藤健太郎氏の略歴は、26-2 に記載のとおりでございます。ご確認ください。

以上で、第 26 号議案の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

なお、本案は人事案件でありますので、討論は省略します。

これより採決を行います。第 26 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 26 号議案「宗像地区事務組合公平委員会委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

日程第 11 第 27 号議案「宗像地区事務組合消防本部及び消防署の設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めるます。楠事務局長。

○楠事務局長

第 27 号議案を説明いたします。議案書の 27-1 ページをお願いいたします。

第 27 号議案「宗像地区事務組合消防本部及び消防署の設置条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。令和 7 年 10 月 15 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆
美沙子

提案理由でございます。

宗像地区消防本部福津消防署の移転建て替えに伴い、宗像地区事務組合消防本部及び消防署の設置条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものでございます。

それでは、改正点を新旧対照表にて説明をさせていただきます。27-3 ページをお願いいたします。

第 4 条の表中、福津消防署の位置について、現行の福津市西福間 1 丁目 1 番 27 号から、移転先の住所であります福津市手光 2233 番地 3 に改正をいたします。

なお、宗像消防署及び福津消防署の管轄区域内の多礼の表記につきまして、住所表記の場合は、礼という漢字が旧字体での表記のため、併せて改正をさせていただくものでございます。

この条例の施行日は、令和 7 年 11 月 9 日となります。これは、福津消防署の開庁予定日となっております。

以上で、第 27 号議案の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

8 番 戸田議員。

○戸田議員

はい。1 つお伺いさせていただきます。

現行の移転した後の跡地、西福間の。それについての計画とか、分かる範囲でご説明いただければと思います。

○高山議長

楠事務局長。

○楠事務局長

はい。

跡地につきましてはですね、まだ今のところ決まっておりません。先に造ってしまった後に、今から福津と宗像と一緒に協議を行って決めてまいりたいと思いますので、その方向性が決まれば、ご報告させていただければと思います。以上です。

○高山議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第 27 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 27 号議案「宗像地区事務組合消防本部及び消防署の設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 12 第 28 号議案「宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。楠事務局長。

○楠事務局長

それでは、第 28 号議案の説明をいたします。議案書の 28-1 ページをお開きください。

第 28 号議案「宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。令和 7 年 10 月 15 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

提案理由でございます。

林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることを目的として、火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号）の一部が改正されたことから、宗像地区事務組合においても、宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものでございます。

それでは、主な改正点を新旧対照表で説明をさせていただきます。28-4 ページをお願いいたします。

第 29 条について、火災警報発令中の火の使用制限を見直すもので、改正点は次の二点となります。

一点目は、火災警報は消防法に基づくものであることを明確化するものでございます。

二点目は、従来、火災警報発令中に屋内で火を使う際には、窓や出入口を閉じるように規定されていましたが、近年の建築設備事情、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の安全性の強化を踏まえ、この規定を削除するものでございます。

第29条の8について、林野火災注意報と火の使用制限についてでございます。本規定は新たに設けられるもので、消防長が林野火災注意報を発することができるようになります。この注意報の発令中は、住民は条例に定める火の使用制限に努める必要があります。また、必要に応じて消防長が制限する対象区域を指定できるようになります。

続きまして28-5ページをお願いいたします。

第29条の9について、消防長は林野火災警報を発したときは、必要に応じて火の使用制限をする区域を指定できるようになります。

第45条について、届出が必要な火の使用行為の明確化についてでございます。火災と紛らわしい煙または火炎を発する行為に、たき火も含まれることを明確化するもので、消防長または署長は、これらの行為について、届出が必要な期間及び区域を指定することができるようになります。

なお、この度新しく設けられる火災注意報について、罰則は設けられておりません。

この条例の施行日は、令和8年1月1日となります。

以上で、第28号議案の説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

4番 秦議員。

○秦議員

はい。4番、秦です。

この条例改正することによって、各市の消防団とかに影響を与えることはあるんですか。

○高山議長

北野消防長。

○北野消防長

北野です。よろしくお願ひします。

まず、この火災警報、注意報につきましては、まず発表は消防署になっておりますので、消防署が発表し、消防団には直接、行為があるとかそういうのはございません。以上です。

○高山議長

ほかにございませんか。

2番 井手口議員。

○井手口議員

2番、井手口でございます。

火の使用の制限を、区域を指定して、そういうこととなるというお話ですが、どのような形で、その地域の方に、こういった火の制限をしようとかいうのをお伝えするのでしょうか。

○高山議長

三宅課長。

○三宅予防課長

予防課長の三宅でございます。

火の使用制限の周知につきましては、今のところなんですけども、まだ決定事項ではございませんが、まずは消防車両による巡回。その時に、口頭で皆さんに火の使用を控えていただくような広報を用意して、守っていただきたいというところで案内するというところと、あと一つ、消防本部のホームページ、そちらも考えております。

あとは、今の時代で言いますとSNSですね。構成市にも、担当部局にお願いに行かないといけないと思いますけども、今後そういった関係部局とうちの方のSNS、ホームページ等を上手く利用していきまして、1番良い方法を活用できるようにというところで、これから話し合いを進めていく予定でございます。

○高山議長

ほかにございませんか。

3番 川内議員。

○川内議員

はい。3番、川内です。

火の使用制限をすることができる具体的な基準というのは、国から何か通達なり来てるのかについて伺います。

○高山議長

三宅課長。

○三宅予防課長

はい。予防課長の三宅でございます。

火の使用制限をですね、まず要件としまして昔からありましたけども、火災警報というのがありますと、火災警報を発令した時につきましては、火の使用制限がかかってくるんですけども、火災警報が発令される要件としましては、実効湿度が60%以下になって、最低湿度が40%を下回る見込みの時、あとは平均風速が10メートルを超える見込みの時というふうに明記しております。

あとですね、火災注意報、この度新しくできますけども、そちらにつきましては、まだ発令基準というのは、具体的には明示されておりません。それは、今後ですね、近隣消防とも当然お話を進めていかないといけないと思いますけども、一応、国の方の準則、火災注意報の発令要件の例としまして、例えば、まだ決まっておりませんが、過去3日間の合計降水量が1ミリ以下、なおかつ過去30日間の合計降水量が30ミリ以下、また、過去3日間の合計降水量が1ミリ以下で、かつ乾燥注意を発表されている場合というところで想定されているんですが、そちらにつきましては、過去の気象状況とか、そういったところも精査しまして、年間どれぐらいの該当日数があるのかというところとそれの実効性、そういったところも検討しながら、今後決定させていただきたいなと思っています。以上でございます。

○高山議長

ほかにございませんか。

11番 北崎議員。

○北崎議員

すいません。

先ほど言われた周知の件なんですけど、私の住んでいる玄海地区ってたき火というか、草刈りとかされて、その後燃やしたりされてらっしゃる方が多くて。だから、コミセンとかポスターとかそういうので貼って、先ほど言われた消防署のホームページ、多分、私が知ってる 100 人中 99 人は見られないと思うんですよ。たき火については、厳しくなってるということは皆さん分かっておられるので、それがより厳格化になってるということは、ある程度視覚で訴えるような形で周知された方が良いのではないかなと思うことが 1 点。

それから、林野について、さつき松原とか、それから福津にも松林が、それも多分対象になるんじゃないかなと思うので、その辺りはもう一度ご検討された方が、私は周知がより進むんじやないかなと思うんですけど、いかがでしょう。

○高山議長

三宅課長。

○三宅予防課長

はい。ありがとうございます。貴重なご意見です。

各コミセン、コミュニティさんとか、あと福津で言いますと郷づくりさん、そういったところに関しましてもそうなんんですけども、地域の皆さんに回覧板という形で、紙ベースでチラシを今回の改正につきまして、分かりやすい簡潔なものを作成しまして、皆さんにお知らせする必要があるのかなというふうにも思っております。以上でございます。

○高山議長

ほかにございませんか。

14 番 中村議員。

○中村議員

はい。14 番、中村です。

この罰則なしということで伺いましたけども、守らない方、注意しても守られない方に対しての対応策とかは検討されてますでしょうか。

○高山議長

三宅課長。

○三宅予防課長

予防課長の三宅でございます。

今のご質問なんですけれども、守らない方、当然いらっしゃるかと思いますけども、実際はこの注意報が発表されている時は、消防車両が通報を受けましたら現場に向かいまして、今でもそうなんですけども、たき火をされてるとか、何か燃やしてはいけないものを燃やしているということであれば、指導の方を行っているんですけども、そこと同じように指導はしていかないといけないということになっておりまして、この注意報がまず、火災警報を出す前の準備段階としてと言いますか、まずは注意報を出して、火災が起こりやすい気象でありますので、たき火等はちょっと控えていただくようにお願いしますというところで現場でお話しさせていただいて、あとこれ警報になつたら今度罰則がありますので、今度はこういったことで消防法による罰則がございますよというご説明もして、実効性を上げていけたら良いかなというふうに思っております。以上でございます。

○高山議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第 28 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 28 号議案「宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、会の途中ですが、休憩といたします。

再開は、午前 11 時 10 分といたします。

(休 憩)

○高山議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、日程第 13 第 29 号議案から日程第 16 第 32 号議案までの以上 4 議案の審議の進め方について、お諮りをいたします。

初めに、4 議案を一括議題として提案を受けます。

次に、監査委員から決算審査意見書の説明を受け、決算審査意見書に対する質疑を受けます。

その後に、議案ごとに説明、質疑、討論、採決の順で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ご異議なしと認めます。従って、そのように進めます。

それでは、日程第 13 第 29 号議案から日程第 16 第 32 号議案までの以上 4 議案を一括議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。楠事務局長。

○楠事務局長

はい。それでは、第 29 号議案から第 32 号議案までの 4 議案につきまして、一括して提案をさせていただきます。

第 29 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計」

第30号議案「令和6年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計」

第31号議案「令和6年度宗像地区事務組合水道事業会計」

第32号議案「令和6年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計」

以上、4会計の歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。令和7年10月15日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

以上、4議案を一括提案いたします。

○高山議長

次に、監査委員に決算審査意見書の説明を求めます。井上代表監査委員、お願ひいたします。

○井上代表監査委員

代表監査委員の井上でございます。それでは、各会計の審査意見について述べさせていただきます。分量が多いので、原稿を読み上げる形で報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告に入らせていただきます。「令和6年度 宗像地区事務組合 決算審査意見書」をご覧ください。

まず、第1ページに井浦監査委員と私の2名で監査いたしました結果を組合長宛てに報告しておりますので、それを読み上げさせていただきます。

宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子 様

宗像地区事務組合 監査委員 井上 和宏 同監査委員 井浦 潤也

令和6年度宗像地区事務組合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和6年度宗像地区事務組合一般会計・特別会計の歳入歳出決算を審査したので、次のとおり意見を提出いたします。

1枚めくっていただきまして、2ページ目を読み上げます。

令和6年度宗像地区事務組合歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

- (1) 令和6年度一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和6年度急患センター事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和6年度一般会計・急患センター事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書
- (4) 令和6年度一般会計・急患センター事業特別会計実質収支に関する調書
- (5) 令和6年度財産に関する調書

第2 審査の方法

審査は、各会計歳入歳出決算書及び付属書類について、関係法令に準拠して作成しているか否かを確認するとともに、これらの計数の正確性を検証するため、各関係帳簿とその他の証拠書類を照合しましたほか、各関係職員から事情聴取等を行いまして、実施いたしました。

第3 審査の期間

令和7年7月28日から令和7年8月29日まで

第4 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び付属書類は、いずれも関係法令に規定された様式に従って調製され、かつ、決算計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、誤りのないものと認められました。

審査の結果の詳細は、以下のとおりであります。

以下のところにつきましては、決算書からの抜粋でございますので、ご覧いただきたいと思いま

す。

それでは、最終の7ページをお願いいたします。

金額につきましては、1,000円単位で読み上げさせていただきます。

5 むすびでございます。

以上が、令和6年度宗像地区事務組合一般会計、急患センター事業特別会計歳入歳出決算の概要であり、これらは適正に執行され、財務運営されていると認められます。

一般会計の歳入については、前年度から7億328万円増加し、30.1%増の30億3,882万1,000円となっています。増加の最も大きな要因は組合債で、前年度から6億1,420万円増加し、242.5%増の合計8億6,750万円となっております。増加した組合債の内訳は、衛生費が皆増、前回はゼロということですけど、皆増の2億8,640万円、消防債が3億2,780万円増の5億8,110万円です。衛生債は、し尿処理場撤去事業に、消防債は、福津消防署の建設工事や消防車両の購入等に充てられております。

その他の歳入の増加要因としましては、財政調整基金の繰入金が3,220万5,000円であり、これは全額清掃基金で、し尿処理撤去事業に充てられました。また、財産収入としましては、し尿処理場に使用しておりました公用車、ダンプ2台を売却しまして、324万2,000円の収入がありました。

一般会計の歳出につきましては、前年度から8億1,960万3,000円増加し、37.5%増の30億726万7,000円となっております。増加の大きな要因は、衛生費と消防費です。衛生費は、し尿処理場管理運営事業が終了したものの、し尿処理場撤去工事の実施に伴い、全体として3億1,838万8,000円の増加の4億7,064万3,000円となっています。消防費では、福津消防署の建設に係る費用が前年度から6億2,778万3,000円増加し、6億8,989万5,000円となるなど、全体としては5億1,034万円増加して、23億5,055万2,000円となっています。

急患センター事業特別会計の歳入については、前年度から1,411万8,000円増加し、4.9%増の3億268万2,000円となっております。

診療収入は1億3,583万2,000円で、前年度から1,732万2,000円減少しました。なお、構成市負担金は、前年度から3,390万8,000円増加の1億4,430万8,000円となっています。

歳出につきましては、前年度から202万1,000円増加し、0.8%増の2億6,804万2,000円となっています。これは、同センターの運営に係る人件費が上昇したことにより、管理委託料が362万3,000円増加したためです。

次に、総評でございます。

令和6年度は、し尿処理場撤去工事及び福津消防署建設工事といった大規模工事が重なり、歳出が増加しました。事業実施にあたり組合債を発行しており、今後これらの組合債の償還も始まるところから、歳出の増加が見込まれ、その償還にあたっては、構成市からの負担金も増加することとなります。今後もシステムや機器の更新を行いつつも、削減可能なところは削減するといったコスト意識を常に持ち続けることが大切と考えております。また、物価高騰といった社会情勢を鑑み、事務事業の効率化や見直しも検討していくことが必要です。

急患センターは、地域住民に年中決め切れ目なく初期救急医療を提供する重要な医療の拠点であり、運営については、構成市及び運営を委託している一般社団法人宗像医師会と緊密に連携を取りながら対応していただきたいと思います。

以上が一般会計、特別会計でございます。

続きまして、宗像地区事務組合水道事業決算審査意見についてご報告申し上げます。資料は、別冊決算審査意見書でございます。

まず、表紙を1枚めくっていただきまして、組合長宛ての審査意見でございます。

一般会計同様に、伊豆組合長へ監査委員2名連名により提出いたしました。読み上げは割愛させていただきます。

1枚めくっていただき、1ページを読み上げます。

令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業決算審査意見

第 1 審査の対象

- 1 令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算
- 2 令和 6 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計決算

第 2 審査の方法

審査にあたっては、提出された決算書類その他関係書類が、地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、関係帳簿及び証拠書類により審査を実施いたしました。また、事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、予算執行が正しく運営されているかについて審査いたしました。

第 3 審査の期間

令和 7 年 7 月 28 日から令和 7 年 8 月 29 日まで

第 4 審査の結果

水道事業会計及び本木簡易水道事業会計とともに、審査に付された各会計書類の計数は、いずれも関係法令に準じて作成され、計数も正確であり、経営成績及び財政状況も適正に表示しているものと認められました。

なお、審査結果の概要及び意見は以下のとおりであります。

以下の内容につきましては、決算書からの抜粋でございますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。

それでは、20 ページをお開きいただきたいと思います。

3 むすびでございます。

水道事業会計における令和 6 年度の経営状況を見ると、収益においては、事業収益全体で 33 億 8,972 万 7,000 円（対前年度比 0.1%）、費用においては、事業費全体で 30 億 6,090 万 2,000 円（対前年度比 2.6%）となっております。この収支の結果、3 億 2,882 万 5,000 円（対前年度比 19.0% 減）の純利益となりました。

事業収益の増減としましては、営業収益が 5,033 万 9,000 円（対前年度比 1.8%）の増加となり、営業外収益が 4,857 万 7,000 円（対前年度比 8.1%）の減少となりました。

給水収益は、2,061 万 6,000 円（対前年度比 0.8%）増加して、水道利用加入金収入は、4,146 万 9,000 円（対前年度比 30.6%）減少しており、これは住宅の増加の落ち着きや物価高騰による住宅の買い控えなどが原因と考えられます。

事業費用の増減としましては、営業費用が 8,350 万 8,000 円（対前年度比 2.9%）増加し、営業外費用は 440 万 3,000 円（対前年度比 8.3%）減少しました。また、特別損失は 14 万 2,000 円（対前年度比 35.1%）減少しました。

事業の収益性に関する経営指標を見ますと、営業収支比率は 94.2%（対前年度比 1.1 ポイント減）と 100% 下回っているものの、経常収支比率は 110.8%（対前年度比 2.8 ポイント減）、総収支比率は 110.7%（対前年度比 2.9 ポイント減）となり、全体的に良好な数値を維持しております。また、水道使用料の収納率を見ると、現年度分 96.3%（対前年度同率）、過年度分は 91.7%（対前年度比 0.2 ポイント減）で、年度全体としての収納率は 96.1%（対前年度同率）となりました。水道使用料は、水道事業の根幹をなすものであるため、今後も収納率向上に努めていただきたいと思います。

業務実績を見ますと、給水人口は 14 万 4,729 人（対前年度比 0.2%）、給水戸数は 6 万 7,105 戸（対前年度比 1.4%）となっております。年間総配水量は 1,446 万 2,889 立方メートル（対前年度比 2.2%）、年間総有収水量は 1,287 万 5,334 立方メートル（対前年度比 0.6%）増加し、有収率は 89.0% と減少（対前年度比 1.4 ポイント減）しております。

北九州市との水道事業包括委託費用につきましては、9 億 9,183 万 1,000 円（対前年度比 4.3%）増加しております。これは、配水及び給水費の委託料のうち、修繕費が 3,286 万 6,000 円

の増額となったことや、簡易水道事業費の委託料のうち、修繕費が 251 万 3,000 円の増額となったことが要因であります。

包括的業務委託が適切かつ効率的に行われるよう、委託内容の精査を欠かさず、今後も適正なチェック体制を維持されたいということを願っております。

本木簡易水道事業会計における令和 6 年度の経営状況を見ますと、収益においては事業収益全体で 1,684 万 2,000 円（対前年度比 9.7% 減）、費用におきましては事業費全体で 1,684 万 2,000 円（対前年度比 9.7% 減）となっております。この収支の結果、1,000 円未満の小さい数字ですけど、純利益となっております。

事業収益の増減としましては、営業収益は 19 万 3,000 円（対前年度比 14.5%）の増加となり、営業外収益が 199 万 7,000 円の減少（対前年度比 11.5% 減）となりました。

事業費用の増減としましては、営業費用が 205 万 6,000 円減少（対前年度比 12.1% 減）し、営業外費用は 31 万 9,000 円（対前年度比 19.8%）増加しました。また、特別損失は 6 万 6,000 円減少（対前年度皆減）いたしました。

事業の収益性に関する経営指標を見ますと、総収支比率は 100%（対前年度同率）、それから経常収支比率上も 100%（対前年度比 0.4 ポイント減）と良好な数値であるものの、営業収支比率は 10.2%（対前年度比 2.4 ポイント）と 100% 未満となっており、営業損失が生じております。また、簡易水道使用料の収納率を見ますと、現年度分 97.3%（対前年度比 1.0 ポイント減）、過年度分は 100%（対前年度同率）で、年度全体としての収納率は 97.4%（対前年度比 0.9% 減）となりました。

業務実績を見ますと、給水人口は 332 人（対前年度比 0.9%）、給水戸数は 149 戸（対前年度比 0.7% 減）となっております。年間総配水量は 4 万 6,742 立方メートルと減少（対前年度比 12.9% 減）しましたが、年間総有収水量は 3 万 7,912 立方メートル（対前年度比 4.3%）と増加し、有収率は 81.1%（対前年度比 13.4 ポイント）と増加しました。

総評でございます。

各会計における財務会計処理は、適正に行われております。

水道事業会計におきましては、配水管布設替工事等の一般改良費に 14 億 8,103 万 7,000 円（税込、対前年度比 5.3% 減）を執行し、老朽管の更新や耐震化を進めているところでありますが、有収率は 89.0%（対前年度比 1.4 ポイント減）と昨年度に比べ減少しているため、今後も有収率向上に向けて継続して取り組んでいただきたいと思います。

当面は、水道料金の改定の予定はないとしておりますけども、昨今の人件費や物価の高騰に鑑み、経常収支比率等の推移に注視し、必要に応じて料金改定を含めた経営改善については、引き続き検討されたいということであります。

本木簡易水道事業会計におきましては、令和 2 年度から令和 5 年度の 4 年間で、福津市の事業である下水道布設工事との共設による配水管布設替工事委託を執行し、管路の更新や耐震化を進めた結果、今年度の有収率は 81.1%（対前年度比 13.4 ポイント）となり、昨年度より改善をしております。

水道事業の健全かつ安定的な運営を行うため、水道ビジョン 2027 及び水道事業経営戦略に基づき、安全な水を供給するとともに、災害に強い水道事業の構築に取り組んでいただきたい。また、老朽化した浄水施設や配水管等の更新には、多大な費用が見込まれることから、今後も経営の効率化の視点を持って業務にあたっていただきたいと思っております。

最後に、経営健全化に係る審査意見についての報告をいたします。

これはですね、別紙なんですけれど、「令和 6 年度 宗像地区事務組合水道事業決算における経営健全化に係る審査意見について」をご覧ください。

これにつきましては、分子が赤字なもんですから、そもそもこれをクリアしてることで、経営健全化基準 20% というところでございますけれども、これは事業規模に対する資金不足額の

割合が20%を超えると、健全経営と言えなくなるという、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた基準でありますけども、これをもう完全にクリアしております。

結論を申し上げますと、水道事業会計におきましては、資金不足は無しということでございますので、健全経営ということでございます。

以上で、監査委員の報告を終わらせていただきます。

○高山議長

ただいまの監査委員の説明に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、日程第13 第29号議案「令和6年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」執行部に説明を求めます。石津次長兼総務課長。

○石津次長兼総務課長

次長兼総務課長の石津でございます。

第29号議案「令和6年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。お手元の決算書に基づきまして説明を行いますので、一般会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開きください。

歳入合計は予算現額30億6,306万3,000円に対し、調定額及び収入済額は30億3,882万1,149円となっております。この結果、収入済額は予算現額を2,424万1,851円下回ることとなりました。4ページ、5ページをお開きください。

歳出合計は予算現額30億6,306万3,000円に対し、支出済額は30億726万6,768円となり、不^用額が5,579万6,232円生じております。

歳入歳出差引残額は3,155万4,381円となり、これを全額翌年度へ繰り越しを行います。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書により、主な決算内容についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書の8ページ、9ページをお開きください。

歳入のうち、1款 分担金及び負担金は収入済額19億2,417万1,492円で、前年度と比較して4,165万4,492円の増となりました。構成市の負担金額は、右端の備考欄に記載のとおりでございます。宗像市の負担金額の合計は11億4,265万3,678円で、前年度と比較して1億2,035万8,478円の増、福津市の負担金額の合計は7億8,151万7,814円で、前年度と比較して7,870万3,986円の減となっております。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

4款 財産収入の2項 財産売払収入324万2,222円は、し尿処理場で使用していたダンプ車2台の売却による収入です。

5款 繰入金のうち、1項 基金繰入金3,220万5,289円は、財政調整基金のうち、清掃基金を処分したことによるもので、これは全額、し尿処理場撤去事業に充当しています。

12ページ、13ページをお開きください。

7款 諸収入は、予算額2,786万円に対し、収入済額は2,163万4,423円となっており、その内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

8款 組合債は、予算現額8億8,550万円に対し、総額8億6,750万円を借り入れております。内訳は、資機材搬送車の更新事業、新福津消防署の建築事業、消防救急デジタル無線共同更新整備事業などに係る消防債が5億8,110万円、し尿処理場撤去事業に係る衛生債が2億8,640万円とな

っております。

14 ページ、15 ページをお開きください。

9 款 寄附金は、宗像地区の市民の方から高規格救急自動車 1 台の購入費として、4,050 万円をいただいております。

次に、歳出についてご説明いたします。16 ページ、17 ページをお開きください。

ページを飛びまして、20 ページ、21 ページをお開きください。

3 目 財産管理費の 18 節 負担金、補助金及び交付金の財産売却収入負担金 324 万 2,222 円は、先ほど歳入でご説明いたしました、し尿処理場で使用していたダンプ車の売払収入額を構成市にお支払いしたものでございます。

続きまして、22 ページ、23 ページをお開きください。

3 款 衛生費は、予算現額 4 億 7,144 万 6,000 円に対し、支出済額は 4 億 7,064 万 3,118 円となっております。

24 ページ、25 ページをお開きください。

2 項 清掃費、1 目 し尿処理場費、細目 4 し尿処理場撤去事業について、備考欄をお願いいたします。宗像浄化センターの撤去工事に伴う工事監理委託料として 924 万円、解体工事費として 4 億 3,665 万 6,000 円を支出しています。

続きまして、4 款 消防費は、予算現額 23 億 9,342 万 7,000 円に対し、支出済額は 23 億 5,055 万 2,057 円となっております。

26 ページ、27 ページをお開きください。主な支出について、備考欄をお願いいたします。

細目 1 職員人件費は、13 億 2,904 万 3,746 円を支出しています。内訳は、新規採用職員 2 人を含む常勤職員 143 人、短時間再任用職員 5 人、任期付き職員 1 人です。

細目 3 職員人事管理費の決算額は 2,036 万 75 円で、12 節 委託料において、新規採用職員の初任教育に係る入校委託料など合わせて 363 万 3,820 円を支出しています。

ページ飛びまして、31 ページの中段、細目 10 消防資機材維持管理事業費です。

17 節 備品購入費で、消防用ホースや防火服、潜水用のスーツや器材などの購入に 854 万 7,330 円を支出しています。

ページをめくっていただきまして、33 ページ上段の細目 12 通信機器整備事業費において、12 節 委託料で 1 億 360 万 8,831 円を支出しています。主な支出内容は、消防通信指令業務の福岡都市圏共同運用に係る委託料などでございます。

ページをめくっていただきまして、35 ページをお開きください。

中段の細目 19 救急車更新事業費の 17 節 備品購入費において、高規格救急自動車 2 台分の購入に 7,505 万 9,788 円を支出しています。こちらは、宗像地区の市民の方からの寄附により購入させていただいております。なお、歳入の寄附金を説明した際に、高規格救急自動車 1 台の購入費 4,050 万円と申し上げております。もう 1 台分の購入に充てた寄附金は、令和 5 年度末にすでにいただきおり、繰り越しをしたものでございます。

その下の細目 20 消防本部庁舎等更新事業費では、12 節 委託料において、福津消防署建築工事の設計監理委託料として 1,158 万円、建設予定地の埋蔵文化財調査委託に 99 万 9,393 円、14 節 工事請負費において、福津消防署建設予定地の造成工事に 9 万 9,000 円、建築工事に 6 億 7,672 万 500 円を支出しています。

これで、歳出の説明を終わります。

引き続き、財産に関する調書について説明いたします。40 ページ、41 ページをお開きください。

1 公有財産の土地及び建物につきまして、調書の様式を地方自治法施行規則の様式に改めております。また、今回改めて確認を行いましたところ、急患センターの建物延べ面積が、昨年度まで表記していました 1024.80 平方メートルではなく、1024.82 平方メートルであることが分かりましたので、修正をさせていただいております。それ以外の数値の変更はございません。

続きまして、42 ページをお開きください。

2 物品でございます。高規格救急自動車につきましては、寄附の 2 台分が増となり、古い救急車と入れ替えたので、2 台分が減となりました。また、資機材運搬車も更新を行い、新旧を入れ替えたので、1 増 1 減で、作業車につきましては 3 台減となり、総数は 36 台から 33 台になっております。減となった作業車 3 台は、し尿処理場で使用していた車両で、うち 2 台は売却したダンプ車、残りの 1 台は軽トラックでございます。軽トラックにつきましては、水道会計に移管を行いました。

次に基金について、43 ページ上段の表をご覧ください。

定期預金利息の積立による自治基金 3,000 円の増加と清掃基金の処分による 3,220 万 5,289 円の減少により、基金総額は 3 億 1,170 万 3,772 円となっています。

以上で、決算書の説明を終わります。

続きまして、別冊の「決算に係る主要な施策の成果報告書」の説明を行います。成果報告書の 2 ページをお開きください。

(2) 歳入決算の表でございます。

一般会計の決算額は、対前年度比 7 億 328 万円、30.1% 増の 30 億 3,882 万 1,000 円となっております。

次に、(3) 歳出決算の表でございます。

決算額は、対前年度比 8 億 1,960 万 3,000 円、37.5% 増の 30 億 726 万 7,000 円となっております。

区分別の前年度との比較では、歳入決算において、分担金及び負担金と組合債が増となっております。これは、し尿処理場撤去事業と新福津消防署の建設に伴うものです。

また、これにより、歳出決算においても、衛生費と消防費が増となっております。

次に、4 ページをお開きください。

3 一般会計の主要な施策の成果です。

(1) 議会費の関係では、定例会を 2 回、臨時会を 3 回、議員研修会を 2 回開催いたしました。

(2) 総務費関係については、記載のとおりでございます。

次に、5 ページの(3) 衛生費です。

(3) 衛生費のうち、ウ し尿処理場撤去事業で、解体工事に係る工事請負費が皆増となっております。

6 ページをお開きください。

消防費関係では、主な事業としまして、福津消防署建設に関する建築工事、資機材搬送車及び高規格救急自動車の購入などを行っております。以降は、消防・救急活動の状況や防火対象物への査察、講習会の実施状況のほか、職員の研修状況などを記載しております。

特に、6 ページ①警防・救急関係のイ 救急活動の状況については、救急活動での出動件数が 8,344 件と、対前年度 549 件の増となっております。

これをもちまして、令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

なお、令和 6 年度決算の認定に併せて、一般会計等の公会計財務書類を作成いたしましたので、事前にお配りをさせていただいております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

8 番 戸田議員。

○戸田議員

よろしくお願いします。

今ご説明いただいた、決算に関わる主要な施策の成果報告書の部分の、7ページの救急講習・消防訓練指導等の状況という表がありますけども、令和5年度に比べると相当増えてるということになってるんで、その辺の取り組みの結果としてなってるんだと思うんですけど、その辺少し、こういう状況で増えましたっていうのをご説明いただければと思います。

○高山議長

中垣福津消防署長。

○中垣福津消防署長

福津消防署長の中垣でございます。よろしくお願いします。
まず、消防関係の方の訓練回数について答弁させていただきます。
令和6年度に関しましては、消防操法大会実施の年となりまして、その関係で訓練の指導回数が増えているという状況でございます。以上です。

○高山議長

桑原救急課長。

○桑原救急課長

救急課長の桑原でございます。
救急関係につきましては、令和6年度60回となっておりますけども、コロナだとかの関係で、少し減ったのかなというところであります。それ以降につきましては、オンラインとかも活用しまして、現在増えている途中でございます。以上です。

○高山議長

ほかにございませんか。
9番 安部議員。

○安部議員

はい。
決算書35ページの細目20の消防本部庁舎等更新事業費の12節 委託料、鑑定業務委託料が110万ありますが、これどういった使い方になって、どういった結論になったのかを伺います。

○高山議長

東総務課参事兼総務係長。

○東総務課参事兼総務係長

総務課参事の東でございます。
消防本部の移転建替候補地を専門業者の視点から総合的な評価を委託したものでございまして、令和6年度末に成果が出ておりますが、8月の豪雨災害での管内の被害状況を踏まえ、結果内容を精査中でございます。以上でございます。

○高山議長

安部議員。

○安部議員

豪雨の結果を受けて何か変更とかいうことではなく、精査ということはもう少し詳しく伺いたいんですが。

○高山議長

東総務課参事兼総務係長。

○東総務課参事兼総務係長

候補地から要請地までの間、どのように対応して、出向いて行けば良いのかというようなことを検証中でございます。以上でございます。

○高山議長

安部議員。

○安部議員

本来というか、過去の議会においても、本部庁舎の建て替えについては、そういう雨水災害のリスクを想定した上で安全な場所に建てるのをきちんとシナリオとして設定されて、肃々と進んで来られたと思ってますが、今ここに来てまた災害に対する検討をされるということの理由について、根拠についてもう少し詳しく伺いたいと思います。

○高山議長

東総務課参事兼総務係長

○東総務課参事兼総務係長

候補地につきましては、安全な場所で、浸水区域であったり、土砂警戒区域を外したところで検討しておりましたが、災害が起きました所、要請地まで行く間の道路とかが冠水しております、そういった場所をどうやってクリアしていくかっていうような、候補地からそこに向かってのルート的な部分で検討しているようなところでございます。以上でございます。

○高山議長

安部議員。

○安部議員

そのルートも踏まえて、消防活動ができるような所が適地だと私は思ってますが、この質問をちょっと最後にするんですけど、その評価の再調査した上で、今後、議会への説明とか、今後のスケジュールですね、どういった状況なのかが分かりませんので、そういったことについてのご答弁をお願いしたいと思います。

○高山議長

東総務課参事兼総務係長

○東総務課参事兼総務係長

できるだけ早く報告ができればと考えておりますが、本年度中には結論を出していきたいと考えているところでございます。以上です。

○高山議長

よろしいですか。ほかにございませんか。

11番 北崎議員。

○北崎議員

決算書でいったら主に20ページ、水道事業のところの有収率っていうのが、先ほどご説明なかったんですけど、結果マイナスになっても。またこれは別のところで、全体のところでね。了解、分かりました。

○楠事務局長

この後、水道事業の方で説明いたします。

○高山議長

ほかにございませんか。

8番 戸田議員。

○戸田議員

はい。2点、お伺いします。

1点目は決算書の17ページです。歳出の17ページですね、議会費の旅費のところなんですけども、予算上は192万ということで、不用額が102万ぐらい出てるんで、この要因はというのが1点目。

2点目はですね、同じく決算書の27ページになります。27ページの消防費のところ、12節の委託料なんんですけども、予算が1億5,260万9,000円となってますが、この不用額が1,500万ぐらい出てますんで、この要因。

2点について、お伺いいたします。

○高山議長

福永総務課主幹兼総務係長。

○福永主幹兼総務係長

はい。総務課主幹兼総務係長福永です。

議会の費用弁償につきまして、議員さんの費用弁償を多く組んでおりましたけれども、そこまで議会の開催が無かったということで、不用額が出ているものでございます。

○高山議長

力丸総務課主幹。

○力丸総務課主幹

はい。総務課主幹力丸でございます。

議会旅費の不用額につきましては、当初構成市の基準に基づきまして、視察先が決まっておりませんでしたので、1人10万組んでおります。議員数で160万組んでおりましたが、視察先が決定して、安価に視察へ行きましたので、不用額が出たということでございます。

○高山議長

吉武消防総務課長。

○吉武消防総務課長

消防総務課長の吉武と申します。

委託料の不用額についてなんですが、主なところで言いますと、職員人件費のところで、新規採用職員の入校委託料というものが約 50 万ほどあるんですが、こちらに関して見込みより少なかったというところで不用額が出ているところで、もう一つ主なところとしましては、庁舎共同運用関係の委託料が減少したというところで不用額が出ているというところが主な 2 点になります。以上です。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

今、委託料の不用額のご説明ありましたけども、職員の研修のところは、総額で 50 万ぐらいっていうふうにおっしゃってたんで、という説明だったというふうに聞いたんですが、大きいところは共同運用のところはかなり金額として大きく減ったという理解でよろしいんでしょうか。またその理由を教えていただければと思います。

○高山議長

吉武消防総務課長。

○吉武消防総務課長

先ほど申しました、共同運用関係の委託費なんですが、まず理由としましては、共同運用委託費の中で、当初、非常電源工事というところで、令和 6 年度に予定しておりましたものが令和 7 年度に繰り越されたというところで、大きな額が不用となったということでございます。以上です。

○高山議長

不用額が 1,500 万出ているというご質問でございます。不用額が出た額が分かりますでしょうか。

吉武消防総務課長。

○吉武消防総務課長

不用額、その点に対する不用額を申し上げますと、840 万程度ということになっております。以上です。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

申し訳ございません。私の聞き方が悪かったんですかね。

要するに、不用額は 1,594 万円出てるんだけど、結構金額としては大きいんで、どういう理由で出たんですかと。職員研修のところで 50 万とかいう、最初にお話いただいたて、今のお話だと 840 万というようなことなんで、そうすると単純に言うと、あと 700 万ぐらいはどこでどう生まれたんだろうということを教えていただきたいということです。

○高山議長

吉武消防総務課長。

○吉武消防総務課長

全体の委託費がですね、さまざまな項目にございまして、先ほど申しましたようなところの積み上げで、そのような形になっているというところになります。以上です。

○高山議長

戸田議員、まとめてください。

○戸田議員

分かりました。

色々なところにたくさん委託してるんで、それぞれの委託のところで少しづつこう、頑張って委託料を下げて、合わせるとこんな金額になったと。

主なところは先ほど言った、800万だとかいうところが大きいところですと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○高山議長

吉武消防総務課長。

○吉武消防総務課長

はい。そのとおりでございます。

○高山議長

ほかにございませんか。

2番 井手口議員。

○井手口議員

予算書の29ページ、庁舎施設維持管理費についてお尋ねいたします。

需用費の庁舎修繕費337万とありますが、当初予算では76万円という金額でしたが、決算では大きく337万円になっております。この辺のご説明をお願いいたします。

○高山議長

吉武消防総務課長。

○吉武消防総務課長

消防総務課吉武です。

こちらはですね、庁舎全体的にあるんですが、そちらの細々、雨漏りとか、トイレが壊れたとか、水道が詰まったとか、そのような修繕費の積み上げで、このようになっているというところでございます。以上です。

○高山議長

井手口議員。

○井手口議員

予算では76万円という数字が出ておりまして、実際はそんなに雨漏りとか水漏れ、当然その辺も含めた予算立てをするのではないかと思うんですが、かなり大きく変動しているその辺の予算見

積のことにつながるんでしょうか。その辺の理由を教えていただければと思います。

○高山議長

吉武消防総務課長。

○吉武消防総務課長

はい。

予算立てとしては、例年の執行率を見ながら立てているところなんですが、我々の見込みが甘いところもあったのかもしれません、庁舎が老朽化しているところで、思ってもいないうな修繕費がどんどん発生しているというのが現状でございます。以上です。

○高山議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第 29 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 29 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

会議の途中でございますが、ここで休憩といたします。

再開は 13 時、午後 1 時とします。

(休 憩)

○高山議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第 14 第 30 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、執行部に説明を求める。石津次長兼総務課長。

○石津次長兼総務課長

第 30 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。決算書、急患センター事業特別会計歳入歳出決算書の 2 ページ、3 ページをお開きください。

歳入合計は予算現額2億6,983万4,000円に対しまして、調定額3億270万5,643円、収入済額は3億268万1,633円、収入未済額は2万4,010円となっております。予算現額に対し、収入済額は3,284万7,633円の増となっております。

次に、4、5ページをお開きください。

歳出合計は予算現額2億6,983万4,000円に対して、支出済額は2億6,804万2,099円となり、不用額が179万1,901円生じております。歳入歳出差引残額は3,463万9,534円となり、これを全額翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして、事項別明細書により、主な決算内容についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。款ごとに説明をさせていただきます。

1款 診療収入は、予算現額1億298万3,000円に対しまして、調定額は1億3,585万5,516円、収入済額は1億3,583万1,506円、不納欠損額は0円、収入未済額は2万4,010円となっております。

2款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 経常費負担金は、予算現額、調定額及び収入済額のいずれも同額で、1億2,990万6,000円となっております。構成市それぞれの負担金は、備考欄に記載しておりますとおり、宗像市が8,055万5,900円、福津市が4,935万100円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。

1款 急患センター運営費は、予算現額2億5,420万6,000円に対して、支出済額2億5,364万1,039円となっております。主な支出内容は、12節 委託料の2億4,713万702円で、宗像医師会に委託しています急患センター管理運営委託料となります。17節 備品購入費では、手動式除細動器、高圧蒸気滅菌器などを購入し、115万7,200円を支出しております。18節 負担金、補助及び交付金では、急患センターの非常放送設備更新工事及び中央監視装置更新工事の負担金として、304万5,066円を支出しております。

2款 公債費は、地方債の元利償還金といたしまして、1,440万1,060円を支出しております。

以上で決算書の説明を終わります。

続きまして、別冊の「決算に係る主要な施策の成果報告書」の説明をいたします。成果報告書の9ページをお開きください。成果報告書の9ページでございます。

(2) 歳入決算のうち、診療収入は対前年度比1,732万2,000円、11.3%減となっております。また、構成市負担金は対前年度比3,390万8,000円、30.7%増となっております。

そのほか、繰越金等と差し引きをした結果、合計額は対前年度比1,411万8,000円、4.9%増の3億268万2,000円となっております。

(3) 歳出決算の合計額は、対前年度比202万1000円、0.8%増の2億6,804万2,000円となっております。増額の要因は、宗像医師会に委託しています急患センター管理運営委託料の増額によるものです。

次に、11ページをお開きください。

5 急患センター事業特別会計の主要な施策の成果のうち、(2) 急患センター利用状況ですが、①の受診者数は1万1,172人で、令和6年度は前年度と比較して53人の減となっており、ほぼ変わりありません。

12ページの④の市町村別患者数ですが、市町村別患者数は、宗像市が44.8%の5,009人、福津市が25.1%の2,808人、組合構成市以外の患者数は30.1%の3,355人となっております。

これをもちまして、令和6年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

8番 戸田議員。

○戸田議員

はい。

主要な施策の成果報告書の9ページです。急患センターの(2)歳入決算で、診療収入についてです。

令和5年度に比べて、1,732万2,000円の減ということなんですけれども、先ほどのご説明でもありましたけども、受診者数はほぼ横ばいというこの関係でいうと、診療報酬の単価が大幅に減ったからこういうことになったという、この減の要因をご説明ください。

○高山議長

川原総務課企画財政係長。

○川原総務課企画財政係長

はい。総務課企画財政係長の川原です。お答えいたします。

診療収入につきましては、個々の患者様の治療の内容等で大きく金額が変わるものですので、単純に人がほぼ横ばいだから、金額も同じぐらいになるというものではございませんので、もちろんそこで減が発生しておりますので、それに伴って金額が減になってるところもありますし、診療内容の形で金額の方も減になっておるというところでございます。以上です。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

診察内容によって色々変わるからというのは分かるんですけど、そうするとこの診療収入っていうのは、年度によって一定の予算を組むけど、かなり変動幅が大きいというふうに常に見とかないかんということでしょうか。

○高山議長

川原総務課企画財政係長。

○川原総務課企画財政係長

はい。お答えいたします。

そのとおりと考えております。

○高山議長

ほかにございませんか。

2番 井手口議員。

○井手口議員

同じく、診療収入のことについてお尋ねいたします。

決算書の9ページ、収入未済額2万4,010円とございますが、この件数、そして内容について教えていただけますでしょうか。

○高山議長

川原総務課企画財政係長。

○川原総務課企画財政係長

はい。お答えいたします。

こちら、令和3年度から令和6年度の急患センターの治療費の未払い分になります。内訳としては小児1名、大人4名の合計5名分の治療費の未払い分になります。以上です。

○高山議長

ほかにございませんか。よろしいですか、井手口議員。よろしいですか。ほかにございませんか。

3番 川内議員。

○川内議員

令和6年度の年末年始にインフルエンザが猛威を振るいまして、多くの方が急患センターに来られました。その結果、待ち人数が80人で、約6時間待ちという状況が発生しました。アイチケットなどの導入がされていないためにですね、多くの方が診察待合室で自分の順番が来るのをずっと待っているという、かなりストレスフルな状況だったと思うんですね。これについて、改善をしてはどうかという指摘をさせていただきましたが、その後検討協議などはされたんでしょうか。

○高山議長

川原総務課企画財政係長。

○川原総務課企画財政係長

はい。お答えします。

急患センター、実はアイチケットは導入しておりますので、その中で無料で番号の案内等がインターネットでできるということが分かりましたので、これからそれを活用させていただくことを検討していきたいと思っております。また、もちろんインターネットをご利用にならない方もいらっしゃると思います。そういう方のために、電話でのご案内等も実施できるということで、合わせて導入を考えていく形になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○高山議長

ほかにございませんか。

14番 中村議員。

○中村議員

はい。

9ページの先ほどの診療収入のところなんんですけども、収入未済額のところで聞けば良かったんですが、この内訳として、先ほど人数言わされましたけども、保険者っていうかですね、3割負担とか2割負担とかいろいろあると思うんですが、その辺の内訳がどのようになってるのか、全額10割未収なのかというところが分かりづらいので、それが1点と、もう1点が、薬剤とかはこの中には入ってるのかどうかっていうのも、収入とか未収額じゃなくて収入自体に、例えば1日分とか1回分のお薬が出ることもあると思うんですが、その辺の内訳はあるのかお伺いします。

○高山議長

川原総務課企画財政係長。

○川原総務課企画財政係長

はい。お答えいたします。

5人のうち4人の方は保険証の提示がありましたので、未納の分には保険者分の負担というのに入っておりません。1名は保険証の提示が無かったため、全額自己負担という形で未納分として上げております。

また、薬代につきましては、その辺りまでの細かい内訳の精査はできておりません。ただ、お1人、保険証の提示がなかった方については、お薬は出てないということは確認しております。以上です。

○高山議長

中村議員。

○中村議員

お薬の件に関しては、全体を通してなんですよ。この未収とかじゃなくてですね。全体でお薬の内訳とかがこの中で分かるのかどうかっていうのは微妙なところなので、お薬出ていますよね。1回分とか大体、薬剤に関してお願いします。

○高山議長

石津次長兼総務課長。

○石津次長兼総務課長

はい。

急患センターにおいての薬剤、薬についての処方ですけど、それについて院外処方になっておりますので、収入未済額の中には入っておらず、薬局の方で支払いをされるべきものですので、この決算の中には出てこないものとなっております。

○高山議長

中村議員。

○中村議員

急患センターの決算の中には、薬価っていうのは入ってないということでよろしいですかね。再度確認です。

○高山議長

石津次長兼総務課長。

○石津次長兼総務課長

はい。そのとおりでございます。

○高山議長

ほかにございませんか。

1番 花田議員。

○花田議員

はい。1番、花田でございます。

関連になってくるんですけども、先ほどの未収の分ですね、2万4,010円。これが令和3年度から令和6年度の未収分となっているということですけども、過年度分については、これまでどのように未収の回収ということで、どういう対応を行ってきたかっていうのと、今後この未収金をどのように回収していくかということをお願いします。

○高山議長

川原総務課長企画財政係長。

○川原総務課企画財政係長

はい。

未収金につきましては、まず、未納者への収納について、急患センターから1、2週間はご自宅とご本人の携帯電話に連絡を入れさせていただいております。また、電話に出られない場合は、SMS、メール等で、未納のお知らせをしております。

それでも納付がない場合は、1ヶ月後には急患センターから請求書を送付しております。

さらに納付がない場合は、事務組合から督促状を送付しておるというところでございます。

これまで過去、未収金につきましては、時効が3年でございましたので、3年の時効を過ぎたところで不納欠損という扱いをさせていただいておりますが、令和2年4月1日に民法が改正されて、時効が5年になりましたので、今の収入未済金につきまして、このままもし収納がなければ5年の経過で不納欠損になる可能性はございます。以上です。

○高山議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第30号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第30号議案「令和6年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第15 第31号議案「令和6年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」執行部に説明を求めます。豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

経営施設課長の豊福です。よろしくお願ひいたします。

では、私から第31号議案「令和6年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」説明をいたします。お手元の決算書に基づき、説明いたします。それでは、2ページ、3ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出です。

収入の決算額は36億8,946万5,172円で、予算額に比べ1,712万5,828円の収入減となっています。

次に、支出です。決算額32億1,110万4,153円で、不用額は7,738万6,847円となっています。4ページ、5ページをお開きください。資本的収入及び支出です。

収入の決算額は1億820万8,230円で、予算額に比べ2億2,596万770円の収入減となっています。これは、入れ替えに有利な条件が合わず、有価証券の売却を行わなかったことが主な理由でございます。

次に、支出は決算額19億2,675万5,397円で、翌年度に2億6,349万5,000円を繰り越しまして、不用額は2億7,483万4,603円となっています。

次に、6ページ、7ページをお開きください。損益計算書です。

7ページの上から6行目、経常利益としては3億2,908万7,503円となっています。最終的に下から4行目、当年度純利益は3億2,882万4,884円でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

上段は剰余金計算書です。表の中ほど、当年度の主な変動としましては、利益剰余金のうち減債積立金を2億5,572万9,000円、建設改良積立金を1億213万7,000円取り崩して使用し、資本金に組み入れています。年度末の未処分利益剰余金は、当年度純利益を加え、6億3,283万9,704円となっています。

なお、下段の剰余金処分計算書に記載のとおり、令和6年度純利益は1億円を建設改良積立金に、残り全額を減債積立金へ積み立てる予定としています。

10ページ、11ページをお開きください。貸借対照表です。

資産の部では固定資産及び流動資産の内訳を、負債の部では固定負債、流動負債の内訳と繰延収益を掲載し、また資本の部では、資本金、剰余金の内容を掲載しています。

令和6年度末の保有現金は、資産の部の2.流動資産(1)現金預金の58億4,715万4,304円でございます。また、資産合計と負債資本合計は、いずれも398億7,442万5,488円となっています。

続いて、15ページからの決算附属書類について説明いたします。16ページ、17ページをお開きください。水道事業報告書です。

初めに、1.概況の(1)総括事項です。令和6年度の水道事業は、国庫補助事業を有効に活用し、建設改良事業を実施いたしました。まず、一般改良事業としましては、吉田・多礼ダム維持放流設備更新工事や老朽化した配水管布設替工事等を実施し、14億8,103万7,444円を執行しました。また、拡張事業としまして、域内の配水管布設工事を実施し、1億6,844万5,397円を執行し、さらなる水の安定供給及び水道施設の整備拡充に努めました。

次の給水状況につきましては、後ほど業務量のところで説明いたします。

財政状況です。収益的収支は、事業収益と事業費用の差し引きで、3億2,882万4,884円の純利益を生じています。

資本的収支は、18億1,854万7,167円の収入不足となりましたが、損益勘定留保資金等で補てんしております。

(2)経営指標に関する事項です。経営の健全性を示す経常収支比率、料金回収率はともに令和5年度より数値は下がったものの100%を超えており、経営の健全性は維持されていると考えています。法定耐用年数を経過した管路の割合を示す管路経年化率は、令和5年度と比べて数値が上がっていますが、これは布設した送配水管が耐用年数を迎えていたためで、引き続き計画的な更新を

行ってまいります。

なお、17 ページの経営指標の推移の表の 1 番下、※印をつけた管路更新率につきましては、昨年度まで廃止した管路延長に基づき算出する方法から、一般改良事業で布設替した管路延長に基づき算出する方法に変更したことから、昨年度までの算出方法での数値を下段に括弧書きで併記しております。

18 ページ、19 ページをお開きください。

下段以降、19 ページにかけては、2. 工事として、令和 6 年度に実施した主な建設工事及び改良工事の概況を記載しています。

20 ページ、21 ページをお開きください。

20 ページ上段、3. 業務 (1) 業務量です。給水区域内人口は前年度に比べ 0.2% 増の 16 万 3,081 人となり、このうち給水人口は 0.2% 増の 14 万 4,729 人です。

給水普及率は、前年度と同じ 88.7% となっています。

年間の総配水量は前年度に比べ 2.2% 増の 1,446 万 2,889 立方メートル、有収水量は 0.6% 増の 1,287 万 5,334 立方メートルで、有収率は 1.4 ポイント減の 89% となっています。

供給単価及び給水原価ですが、使用者からいただいた 1 立方メートルあたりの供給単価は、消費税抜きで 206 円 8 銭となっており、水道水を 1 立方メートルつくるのに必要な経費の給水原価は、消費税抜きで 201 円 40 銭となっています。

下段は、(2) 事業収入に関する事項です。収入総額は 33 億 8,972 万 6,526 円で、前年度と比較しますと 0.1%、176 万 2,231 円の増額となっています。給水収益等の営業収益は増加したもの、加入金等の営業外収益が減少したため、事業収益はほぼ横ばいとなっています。

21 ページ、水道使用料の収納状況です。

中段の現年度分の収入率は 96.3%、下段の過年度分は 91.7% となっています。

22 ページ、23 ページをお開きください。

22 ページ上段は、(3) 事業費に関する事項です。事業費総額は 30 億 6,090 万 1,642 円で、前年度と比較しますと 2.6%、7,896 万 3,000 円の増額となっています。増額の主な理由としましては、配水及び給水費において、漏水による配水管等の修繕工事の増加など、北九州市への包括業務委託料が増えたことと、水道施設の更新により減価償却費が増えたことによるものです。

23 ページ、4. 会計です。

(1) 重要契約の要旨として、2,000 万以上の契約のものを掲載しています。

(2) 企業債及び一時借入金の現況、ア 企業債です。令和 6 年度は借り入れを行っておらず、年度末の借入残高は 23 億 8,381 万 2,685 円となっています。

27 ページからは財務諸表附属明細書です。

29 ページから 34 ページに収益費用明細書を、また、35 ページから 37 ページに資本的収支明細書を、38 ページ、39 ページには固定資産明細書を、40 ページから 47 ページに企業債明細書を掲載しています。

なお、第 31 号、第 32 号議案関係資料として、北九州市への包括業務委託の前年度比較を作成していますので、ご覧ください。

変化の大きな部分としまして、配水及び給水費は、配水管等の修繕工事の増加及び日の里地区配水池災害復旧工事などにより修繕費が増額となっています。施設の維持管理については、北九州市に第三者委託をしていますので、これらの修繕工事等についても、包括委託の中で行ったものです。

以上で、令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

11 番 北崎議員。

○北崎議員

先ほど、失礼いたしました。

事業報告書とも兼ねているんですけど、資料でいくと、この決算の 20 ページですね。有収率つていうのが、今回はマイナス 1.4% になってると。その原因と対応について、ちょっとお尋ねします。

○高山議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

はい。

有収率が減少している原因は、古くなった水道管からの漏水が増加したことによるものと考えております。

このため、長期的な対策としましては、老朽化の計画的な更新が必要と考えています。短期的には、本年度北九州市と共同で衛星を活用した漏水調査を行っており、状況の把握等、適切な対応を進めていきたいと考えております。以上です。

○高山議長

北崎議員。

○北崎議員

報告書の中の下の方ですね。老朽化が進んでると、管路の延長と言われているんですけど、このマイナスのポイントが増えてるということは、当初の予想、年間大体これぐらいは更新していくというんですけど、それがさらにこう、割り増しになる可能性があるんじゃないかなと思うんです。その辺りの見通しはどうなのか、教えてください。

○豊福経営施設課長

はい。

前回、令和 5 年度から新しい水道ビジョンで、9.2 キロまで更新を上げますよ、と説明いたしました。これはですね、事業の黒字、営業の黒字を投資して、資本的支出に充てる必要があると思います。

だから、そこら辺は財政の経営状況を見ながら、できるだけ早く更新を進めたいとは考えておりますけども、片や料金の値上げとか、今、令和 9 年度までは、料金は値上げはしませんっていうことで言っておりますので、そこを保持しながらできるだけ速やかに、できれば国庫補助が拡充されれば、それを最大限に活用していきたいと考えております。以上です。

○高山議長

北崎議員。

○北崎議員

これは、下水道の部分もすごく関連してある部分もあるんじゃないかなと思うんですけど、一応何か宗像市と福津市と水路の延長がどれぐらいあるのかっていうたら、大体なんか 1,000 キロぐらいあるっていうふうにお聞きしてるんですけど、先ほどの 9 キロぐらいでって言ったら 100 年以上か

かるということになるので、そこの辺りも見通しながらですね、今後、計画を再度立てなければいけないんだと思うので、最後そこだけ教えてください。

○高山議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

令和 10 年度から新しい水道ビジョンに切り替える予定です。来年度、令和 8 年度、9 年度で水道ビジョンの見直しを始めます。その中で、経営戦略も見直しを行いますので、どれくらいの更新事業にどれくらいお金を充てられるかっていうのを把握した上で事業を進めていきたいと。

ですから、令和 10 年度からは新しい計画に基づいて、更新の距離を変えていきたいとは考えております。以上です。

○高山議長

北崎議員。

○北崎議員

念を押して聞くっていうのは失礼なんですけども、宗像に来られた市民の方たちの多くの意見は、北九州とか福岡から来られた方が、水道代が高いというのをよく言われるので、僕もイメージが湧かないんですけど、先ほどの課長の話で言うと、やっぱり令和 10 年度から水道料金の値上げも含めて、なるべくそれは極力抑えたいということで取り組んでいきたいというふうに再度確認させてください。

○高山議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

更新の費用もそうなんんですけども、昨今、人件費等、材料費、薬品費はかなり値上がりをしています。その中で今の料金体系でいくと、どこかで赤字に陥る可能性はあるとは考えております。

それで、水道ビジョンでうたう更新事業を進めるためには、これぐらいの料金収入が必要ではないかっていう判断も出てくると思いますので、そこは今度、新しい経営戦略と水道ビジョンの中でたたいて、更新事業の距離を決めていきたいと考えております。以上です。

○高山議長

ほかにございませんか。

2 番 井手口議員。

○井手口議員

最初の 20 ページ、先ほどもご説明がございました加入金が減少しているということでさらっとおっしゃいましたが、給水戸数とか有収水量なども増加をしてるのに、加入金が減ってる要因、理由についてお伺いしたいのが 1 点と、36、37 ページの支出、改良工事のことについて伺います。配水施設費として工事を行っています、また、設備整備費としても拡張工事を行っていますが、どのくらいの工事の件数があったのか、そしてその工事の延長距離はどのくらいになるのか、その辺についてお伺いいたします。

○高山議長

青谷経営施設課主幹。

○青谷経営施設課主幹

今、ご質問がありました加入金の件について、私の方からお答えさせていただきたいと思います。すみません、遅れました。経営施設課の青谷といいます。よろしくお願ひいたします。

加入金につきましては、令和6年度につきましては少し、見込みよりも少ない収入となっております。推定しております要因としましては、新しい家を建てられる方が少し減っているんじゃないかと、新しく水道を申し込まれる方が減っているということで、新規のお家を建てられる方が若干減っているのかなというようなことと、もう一つ考えられますのが、大規模な開発等があまり無かったということで、件数が減っているというところ。件数につきましては、令和6年度につきましては、745件申込がございました。ちなみに、令和5年度、一昨年度前につきましては1,006件ということで250件ほどですね、減少しているというところでございます。以上です。

○高山議長

大峰経営施設課主幹兼施設係長。

○大峰経営施設課主幹兼施設係長

はい。経営施設課主幹兼施設係長の大峰です。よろしくお願ひします。

私の方からは、令和6年度送配水管の布設工事と布設替工事の金額と件数を説明させていただきます。

まず、送配水管の布設工事の金額といたしましては、トータルで1億3,732万1,840円、件数といたしましては、全部で17件の工事を発注しております。

続きまして、送配水管の布設替工事についてですけれども、トータルで11億7,094万5,600円、工事件数としましては、34件の工事を発注しておるという状況でございます。以上でございます。

○高山議長

工事延長については。

○大峰経営施設課主幹兼施設係長

それぞれの工事延長について申し上げます。

まず、布設工事の方から言いますと約800メートルになります。布設替工事の方が約10キロメートルになります。以上でございます。

○高山議長

井手口議員。

○井手口議員

1問目の再質問させていただきます。

745戸の新たな加入者、世帯があったということですが、これ構成市別で言いますと、どのくらいなんでしょうか。

○高山議長

青谷経営施設課主幹。

○青谷経営施設課主幹

ご質問がありました令和6年度ですね、745件の内訳についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、宗像市につきましては339件でございます。それから、福津市につきましては406件の申込がありました。以上でございます。

○高山議長

井手口議員。

○井手口議員

恐れ入ります。

その前年も、もし分かりましたら教えてください。

○高山議長

青谷経営施設課主幹。

○青谷経営施設課主幹

前年の令和5年度につきましてご説明したいと思います。

令和5年度につきましては、宗像市が392件でございます。それから、福津市につきましては614件でございます。以上でございます。

○高山議長

ほかにございませんか。

戸田議員。

○戸田議員

はい。すいません。

先ほどお聞きすれば良かったんですが、有収率のところのやり取りはお聞きしたんですけど、捉え方を非常に気になっているんですけど、令和4年度の有収率は確かに90.7%だったんですよ。令和5年度が90.4%で、これは0.3%のダウンなんですが、今回は89%で、ダウン率も大きいということなんで、確かにすぐできるとは思ってはいないんですが、捉え方はですね、きちんとしとかないとあれかなっていうことなんで、その辺の評価。

特にもう一つ言いますと、この表の給水人口なども、それから給水人口、2027のビジョンと比べてじわじわと減ってるんですよね。給水人口も計画より700人ぐらい少ないのかな。そして、有収率も下がっている。なおかつ、供給単価と給水単価、この幅もいわゆる、利を出す幅って言いますかね、これも令和5年度、確かに8円ぐらいあったと思うんですけど、令和6年度は4円ぐらい、グラフでこうなってるんです。だから、その辺のこの有収率の問題一つとっても、このビジョンとの関係で、どういう評価をしてのかというのをもうちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○高山議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

はい。

まず、有収率の低下の評価については、令和4年度から5年度にかけても若干下がったところを見てですね、これは早々に対応しないとまずいっていうのは感じていました。そのため、衛星を使った漏水探査を新規で採用いたしました。これである程度の漏水を抑えたいという考えはあります。

水道ビジョンの中では、1日3,000立方メートルの漏水は発生しているという推測があります。これを年間に換算しますと約2億円程度の損失になります。だから、ここを抑えながら、漏水修理ですね、衛生を使った漏水修理で抑えながら更新を急いでいきたい。それで有収率をできるだけ90%以上に押し上げたいとは考えております。以上でございます。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

有収率も90%というお話だったんですけど、このビジョンの数値なんか見ますと、福岡県でも91.8%だとか、標準のところで92%ぐらいですかね、標準値との比較。その辺までかなり高めるということが必要かなというふうに思うんですが、ごめんなさい。それで、先ほど次のビジョンの令和10年度からやっていくということなんですが、令和10年度からのビジョン作るんですが、今のビジョン2027の間に合うところから、令和8年度に間に合うのか分かんないですが、令和8年度、9年度のところからも、今これ載ってる数値の修正っていうのは入る予定に考えているんでしょうか。

○高山議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

今の水道ビジョンが令和9年度までなんですけども、それで更新の距離を決めてます。これを大幅に上回るような更新を進めていくかということであれば、そこは財政状況にもよると思いますし、その有収率の落ち方にも関係してくると思います。そこは、来年度、令和7年度の決算がどのくらいで有収率が落ち着くかっていうのも注視しています。これが毎年下がるようであれば、水道ビジョンの更新を待たず、更新率を上げるとか、新たな漏水探査の方策を探して、できるだけ無駄な水が出ていかないように抑えていきたいとは考えております。以上です。

○高山議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

まず、本案に反対の議員の発言を許します。

次に、賛成の議員の発言を許します。

9番 安部議員。

○安部議員

はい。本案に賛成の立場で討論いたします。

令和 6 年度ですね、執行部の皆様が一生懸命取り組んでいたいてきたことを心から評価したいと思います。それで監査報告意見書の中にもありましたように、料金改定を含めた経営改善について検討されたいという厳しいご指摘がございました。

一方で、執行部のご説明にもありましたように、住宅増加の落ちつきや物価高騰による住宅の買い控えなどが考えられるということの分析もありました。水道事業は、水道の収入だけで賄うということでの会計かもしれません、各構成市における住宅施策がいかに影響を及ぼすかということが、ぜひ指摘されていることであると思います。本組合の組合長、副組合長は構成市の市長で、首長でございますので、ぜひ構成市の中での住宅施策、住宅の新築、建て替え推進等に、今後力を入れていただきたいということを構成市に持ち帰っていただきたいということを要望いたしまして、賛成討論といたします。

○高山議長

次に、反対の議員の発言を許します。

次に、賛成の議員の発言を許します。討論を終結します。

これより採決を行います。第 31 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 31 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第 16 第 32 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計決算の認定について」、執行部に説明を求めます。豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

では私から、第 32 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計決算の認定について」を説明いたします。お手元の決算書に基づき説明いたします。それでは、2 ページ、3 ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出です。

収入の決算額は 1,698 万 754 円で、予算額に比べ 403 万 1,246 円の収入減となっています。

次に、支出です。決算額 1,718 万 3,604 円で、不用額は 399 万 6,396 円となっています。

4 ページ、5 ページをお開きください。資本的収入及び支出です。

収入の決算額は 570 万 5,800 円で、予算額に比べ 2 万 3,800 円の収入増となっています。

次に、支出は決算額 766 万 2,603 円で、不用額は 47 万 7,397 円となっています。

次に、6 ページ、7 ページをお開きください。損益計算書です。

6 ページの下から 4 行目、経常利益は 59 円となっています。最終的に 7 ページの下から 4 行目、当年度純利益も同額の 59 円でございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

上段は剰余金計算書です。年度末の未処分利益剰余金は、当年度純利益の 59 円となっています。

なお、下段の剰余金処分計算書に記載のとおり、当年度純利益は全額を減債積立金へ積み立てる予定としています。

10 ページ、11 ページをお開きください。貸借対照表です。

年度末の保有現金は資産の部、2. 流動資産 (1) 現金預金の 391 万 4,806 円でございます。また、資産合計と負債資本合計は、いずれも 2 億 4,258 万 4,604 円となっています。

続いて、13 ページからの決算附属書類について説明いたします。14 ページ、本木簡易水道事業報告書をお開きください。1. 概況の (1) 総括事項です。

まず、給水状況ですが、こちらは後ほど業務量のところでご説明いたします。

次に、財政状況です。収益的収支は、事業収益と事業費用の差し引きで 59 円の純利益を生じています。資本的収支は 195 万 6,803 円の収入不足となりましたが、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしています。

(2) 経営指標に関する事項です。水道事業と同じ指標を掲載しています。料金回収率は 15.7% と 100% を大きく下回っており、事業に必要な費用を料金収入で賄えていない状況を示しています。法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は 37.7% と増加しており、老朽化が進んでいる状況です。

17 ページをお開きください。3. 業務 (1) 業務量です。

給水区域内人口は前年度に比べ 0.8% 増の 365 人、給水人口は 0.9% 増の 332 人で、給水普及率は 91.0% となっています。

年間の総配水量は前年度に比べ 12.9% 減の 4 万 6,742 立方メートル、有収水量は 4.3% 増の 3 万 7,912 立方メートルで、有収率は 13.4 ポイント改善して 81.1% となっています。

供給単価は税抜で 36 円 71 銭、給水原価は税抜で 233 円 34 銭となっています。

下段は、(2) 事業収入に関する事項です。収入総額は 1,684 万 1,754 円となっています。

18 ページをお開きください。簡易水道使用料の収納状況です。

中段、現年度分の収入率は 97.3%、下段、過年度分は 100% となっています。

19 ページ、(3) 事業費に関する事項です。

事業費総額は 1,684 万 1,695 円となっています。

20 ページをお開きください。4. 会計 (2) 企業債及び一時借入金の概況です。

企業債については、令和 6 年度は借り入れを行っておらず、年度末の借入残高は 1 億 4,598 万 2,940 円となっています。

23 ページからは、財務諸表附属明細書です。24 ページ、25 ページに収益費用明細書を、また、26 ページ、27 ページに資本的収支明細書を、28 ページ、29 ページに固定資産明細書を、30 ページ、31 ページに企業債明細書を掲載しています。

以上で、令和 6 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計の決算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第 32 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第32号議案「令和6年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

会議の途中ですが、ここで休憩といたします。

再開は、午後2時15分とします。

(休 憩)

○高山議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17 第33号議案「令和7年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。楠事務局長。

○楠事務局長

はい。それでは、第33号議案を説明いたします。

第33号議案「令和7年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）について」

令和7年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。令和7年10月15日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

まず、今回の補正予算の概要につきまして、四点申し上げます。

一点目は、令和6年度決算による前年度繰越金の確定に伴う補正でございます。

二点目は、山ノ下井堰の塗装工事に伴う増額補正でございます。

三点目は、公債費元金分の増額補正でございます。

四点目は、人事給与システム改修に伴う債務負担行為の追加でございます。

では、補正予算書の説明に入ります。一般会計補正予算書（第2号）の1ページをお開きください。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,458万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,913万3,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 岁入歳出予算補正による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。

それでは、補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明をいたします。まず、歳入の説明をいたします。10ページ、11ページをお開きください。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 議会費負担金は、補正前の額372万7,000円から136万1,000円を減額し、236万6,000円とするものでございます。内訳として、宗像市負担金が68万1,000円の減額、福津市負担金が68万円の減額となります。

2目 総務費負担金は、補正前の額6,016万5,000円から362万円を増額し、6,378万5,000円とするものでございます。内訳といたしまして、宗像市負担金が205万1,000円の増額、福津市負担金が156万9,000円の増額でございます。

総務費負担金は、前年度繰越金が20万円から65万円に増額したことに伴い、45万円の減額が生じていますが、後ほど説明させていただきます工事費が407万円増額しているため、差し引きで362万円の増額になっております。

3目 衛生費負担金は、補正前の額3億4,015万8,000円から681万1,000円を減額し、3億3,334万7,000円とするものです。内訳として、2節 清掃施設撤去費負担金で、宗像市負担金が

94万7,000円の減額、福津市負担金が511万8,000円の減額でございます。

3節 保健衛生費負担金では、宗像市負担金が42万3,000円の減額、福津市負担金が32万3,000円の減額でございます。

4目 消防費負担金は、補正前の額18億4,299万7,000円から1,002万円を減額し、18億3,297万7,000円とするものでございます。内訳といたしましては、宗像市負担金が499万6,000円の減額、福津市負担金が502万4,000円の減額でございます。

6款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金は、令和6年度決算による前年度繰越金の確定により、補正前の額240万円に2,915万4,000円を増額し、3,155万4,000円とするものでございます。

次に、歳出の説明に入ります。12ページ、13ページをお願いいたします。

2款 総務費、1項 総務管理費 3目 財産管理費は、補正前の額260万2,000円に407万円を増額し、667万2,000円とするものでございます。宗像市曲にある山ノ下井堰は、令和8年度から地元に管理を移管することとなっております。これに先立ち、地元からの要望を受けて、管理移管前に井堰の塗装を行うものでございます。

5款 公債費、1項 元金、1目 元金は、補正前の額1億1,163万9,000円に1,293万8,000円を増額し、1億2457万7,000円とするものでございます。これは、起債の借り入れを予定日よりも前倒ししたことによるものでございます。予算編成時は、令和7年5月に借り入れをする予定でしたが、令和7年3月に借り入れをしたことにより、元利償還金の1回目が令和7年度に生じました。借り入れを前倒しした理由といたしましては、令和6年度中に、し尿処理場解体工事や新福津消防署の建築工事といった大きな工事の支払いがあり、資金が不足するためでございます。

5款 公債費、2項 利子、1目 利子は、補正前の額1,342万3,000円から242万6,000円を減額し、1,099万7,000円とするものでございます。これは、借り入れ後に利率が確定したところ、当初予算で想定したよりも低い利率だったことから、この差額を減額するものでございます。

次に、4ページに戻りまして、第2表 債務負担行為補正でございます。

人事給与システム改修委託料を追加しております。これは、子ども子育て支援金制度の創設に伴い、現行の人事給与システムを対応する必要が生じたものでございます。令和8年4月の給与から対象とさせていただくために、令和7年度中に契約事務を執り行い、システムの改修をする必要があります。そのため、第2条に記載のとおりの額を債務負担行為として追加計上するものでございます。

以上で、令和7年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

（なしの声）

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第33号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第33号議案「令和7年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 第34号議案「令和7年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。楠事務局長。

○楠事務局長

はい。第34号議案を説明いたします。

第34号議案「令和7年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第1号）について」

令和7年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。令和7年10月15日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

本補正予算は、令和6年度の決算により前年度繰越金が当初予算額を上回ったため、当該繰越金を増額し、構成市の経常費負担金から減額し、調整するものでございます。急患センター特別会計補正予算（第1号）1ページをお願いいたします。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

今回の補正は、歳入予算の内訳のみを増減する補正であり、予算総額の増減はございませんので、このような記載しております。補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明をいたします。6ページ、7ページをお願いいたします。

2款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 経常費負担金は、補正前の額1億5,085万4,000円から3,363万9,000円を減額し、1億1,721万5,000円としております。内訳としまして、宗像市負担金を1,980万4,000円、福津市負担金を1,383万5,000円減額しております。

次に、4款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金は、補正前の額100万円に3,363万9,000円を増額し、3,463万9,000円としております。これは、令和6年度決算による前年度繰越金の確定に伴う補正でございます。

以上で、令和7年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第34号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第34号議案「令和7年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 第35号議案「令和7年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。楠事務局長。

○楠事務局長

第35号議案を説明いたします。議案書の35ページをお願いいたします。

第35号議案「令和7年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第1号）について」

令和7年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。令和7年10月15日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

水道事業会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、第2条につきましては、収益的収支の1款 水道事業収益、2項 営業外収益を534万7,000円増額し、水道事業収益合計で37億3,697万円とするものでございます。また、収益的支出の1款 水道事業費用、1項 営業費用を136万3,000円増額し、水道事業費用合計で35億2,227万円とするものでございます。

第3条につきましては、1款 資本的収入、1項 企業債を1,260万円増額し、資本的収入合計で3億1,411万5,000円とするものでございます。また、1款 資本的支出、1項 一般改良費を1,269万8,000円増額、4項 返還金を434万5,000円減額し、資本的支出合計で24億6,636万9,000円とするものでございます。

次に、第4条につきましては、予算第6条に定めた企業債の目的、限度額等について、今回の補正内容を反映したものに改めるものでございます。

2ページをお開きください。

第5条につきましては補正に伴い予算第7条に定めた一時借入金の限度額を、第6条につきましては予算第10条に定めた他会計から受ける補助金をそれぞれ改めるものでございます。

4ページをお開きください。予定キャッシュ・フロー計算書を掲載しております。

一番上の当期純利益は3,461万7,340円、一番下の資金期末残高は37億8,260万9,598円の予定でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。事項別明細書でございます。

上段、収益的収入の1款、2項、2目 他会計補助金は、構成市負担金の根拠となる操出基準額が確定したことにより、1万6,000円減額して329万9,000円とするものでございます。

5目 消費税還付金は、補正による収入支出構成の変動に伴い、147万円増額して7,640万円とするものでございます。

8目 長期前受金戻入は、前年度決算の確定により、389万3,000円増額して4億3,044万5,000円とするものでございます。

下段、収益的支出の1款、1項、5目 簡易水道事業費は、大島配水池の配水流量計を修繕する必要が生じたため、包括委託料のうちの修繕費を360万8,000円増額して、3,568万1,000円とするものでございます。

6目 減価償却費は、前年度決算の確定により224万5,000円減額して12億7,666万円とする

ものでございます。

続きまして、10 ページ、11 ページをお願いいたします。

上段、資本的収入の 1 款、1 項、1 目 建設改良費等の財源に充てるため、企業債は後ほど説明いたします一般改良費の財源とするもので、1,260 万円を増額して 1,780 万円とするものでございます。

下段、資本的支出の 1 款、1 項、8 目 事務費は、次年度予定の地島地区の配水管布設替工事を早期に進めるため、必要な設計委託を前倒しして行うもので、1,269 万 8,000 円を増額して、2 億 9,087 万 3,000 円とするものでございます。

4 項、1 目 国庫補助金返還金は、前年度決算の確定により、消費税相当分の国庫補助金を返還する必要が無くなったことによるもので、434 万 5,000 円を減額して 20 万円とするものでございます。

以上で、令和 7 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

（なしの声）

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第 35 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 35 号議案「令和 7 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 20 第 36 号議案「令和 7 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。楠事務局長。

○楠事務局長

第 36 号議案を説明いたします。議案書の 36 ページをお願いいたします。

第 36 号議案「令和 7 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について」

令和 7 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 10 月 15 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

本木簡易水道事業会計補正予算書 1 ページをお願いいたします。

まず、第 2 条につきましては、収益的収入の 1 款 簡易水道事業収益、2 項 営業外収益を 6 万

9,000円増額して、簡易水道事業収益合計で2,145万4,000円とするものでございます。また、収益的支出の1款 簡易水道事業費用、1項 営業費用を6万9,000円増額して、簡易水道事業費用合計で2,081万4,000円とするものでございます。

次に3ページをお願いいたします。予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

一番上の当期純利益は799円、一番下の資金期末残高は778万8,090円の予定でございます。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。事項別明細書でございます。

上段、収益的収入の1款、2項、8目 長期前受金戻入を、前年度決算の確定により6万9,000円増額して847万5,000円とするものでございます。

下段、収益的支出の1款、1項、6目 減価償却費は、同じく前年度決算の確定により6万9,000円増額して1,032万円とするものでございます。

以上で、令和7年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

（なしの声）

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第36号議案に賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第36号議案「令和7年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りします。本会議中の議決事件等の字句及び数字等の整理につきましては、会議規則第42条の規定に基づき、議長に委任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（なしの声）

○高山議長

ご異議なしと認めます。従いまして、議決事件等の字句及び数字等の整理につきましては、議長に委任いただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての審議が終了いたしました。

ここで、次回11月臨時会の開会日のお知らせをいたします。令和7年11月28日17時、午後5

時から開会予定でございます。

これをもちまして、令和7年第2回宗像地区事務組合議会定例会を閉会いたします。